

## 生産緑地の再指定について

平成 28 年 5 月 13 日に**都市農業振興基本計画**が閣議決定され、この計画の中で都市農業が果たしてきた農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全等の多様な機能を評価し都市農業振興に関する施策を講ずる必要があるとされ、都市農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」とすることが明確にされた。

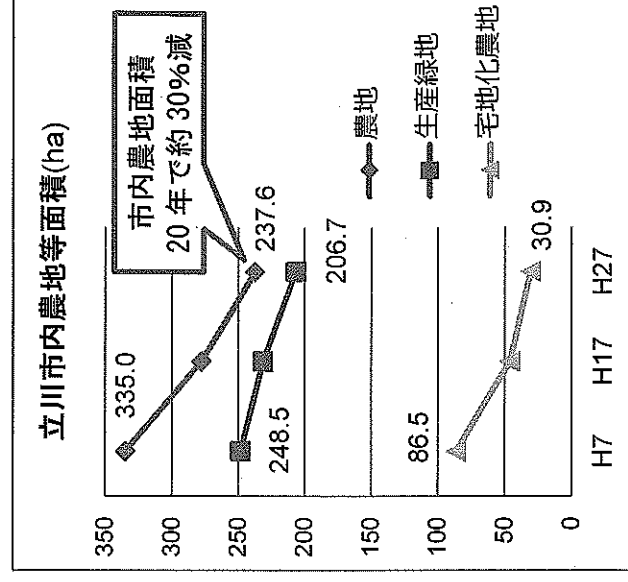
また、都市農地等の適正な保全を図ることにより、生産緑地がその目的である**良好な都市環境の形成**に資するよう、市には努める責務がある。

一方、市内の農地面積は急激に減少(右下グラフ)しており、生産緑地でない宅地化農地の減少はより深刻である中で、農業従事者からの要望もあることから、生産緑地の指定要件の緩和を図る。

### 【今後の方針】

生産緑地に指定された土地について、生産緑地法第 10 条に基づく行為制限が解除されると、現在は再度生産緑地に指定することができないが、この指定(再指定)を認めることとしたい。

また、農地法の規定による転用の届出が行われた土地は、現在農地であっても生産緑地に指定できないが、これについても併せて認めることとしたい。



【参考】東京都内で生産緑地のある 37 区市の再指定可否

○可能：10 区市、27%

再指定件数：14 件（平成 22～26 年度の 5 年間）

## 以前生産緑地で現在生産緑地でない

以前より現在まで農地

その後農地でない期間があったが  
現在は農地(Uターン農地)

現在農地でない

## 今後の状況

今までできなかったが、できるようにしたい

前回買取申出から  
1年以上経過

生産緑地**再**指定可

農地(Uターン農地)

前回買取申出から  
1年以上経過

## 以前より現在まで生産緑地でない

以前より現在まで農地

以前は農地でなく現在は農地

以前農地で現在農地でない

以前より現在まで農地でない

農 地

生産緑地**追加**指定可

農地(Uターン農地)

今までできなかったが、  
できるようにしたい

生産緑地  
**追加**指定可

農 地

生産緑地**追加**指定可

※この図の中の『農地』とは、立川市農業委員会が所管する農地台帳に農地として登録されている土地です。